

国連・第1回「高齢者の人権に関する 政府間作業部会」参加報告 (2026年7月13日～17日)



2026年9月15日
日本高齢期運動サポートセンター・報告会

琉球大学人文社会学部・教授
高田 清恵 (ktakata@cs.u-ryukyu.ac.jp)

－ 1 －

国連「高齢者の人権に関する政府間作業部会 (IGWG)」とは



- 2025年4月3日、国連人権理事会は、高齢者に固有の人権条約起草を行うための新たな「**政府間作業部会 (IGWG)**」の**設置**を決議。

→ 2026年2月 準備会議

→ **2026年7月13～17日**
第1回政府間作業部会の開催
(於・国連欧州本部、ジュネーブ)



(写真・第1回政府間作業部会・NGO集合写真
2026年7月、ジュネーブ国連欧州本部)

－ 2 －

1 高齢者人権条約起草作業に至るまでの経緯



(写真・第14回高齢化作業部会の様子2024年5月、ニューヨーク国連本部)

- ・ 1982年 第1回高齢化世界会議・国際行動計画採択（ウィーン）
- ・ 1991年 高齢者のための国連原則
- ・ 1999年 国際高齢者年
- ・ 2002年 第2回高齢化世界会議「マドリッド国際行動計画」
 - ・ 「政治宣言」を採択
 - ※日本のNGOから120名が参加

国連「人権の主流化」／国連人権理事会の創設

→世界的な高齢化／高齢者の人権侵害が深刻化

→既存の国際的な人権基準の枠組みでは対応できない？

- ・ 2010年 国連総会「**高齢化作業部会**」設置
- 2013年 人権理事会「**高齢者の権利に関する独立専門家**」の設置

→ 高齢化の問題を「人権保障」の問題として考える
（「人権保障アプローチ」へ）

－ 3 －

第14回高齢化作業部会 最終勧告(2024年5月)



(写真・第14回高齢化作業部会の様子
2024年5月、ニューヨーク国連本部)



- ・ 2010～2024年「高齢化作業部会」での検討
↓
- ・ 2024年5月 第14回高齢化作業部会において
「最終勧告」を決議。

【最終勧告(決定14/1)の概要】

①高齢者に関して、幅広い人権分野で人権基準との「ギャップ」が存在することを確認。

②その解消のための最善の対応策の1つとして、**高齢者固有の人権条約**の制定を**勧告**した。

－ 4 －

国連「高齢者の人権に関する政府間作業部会(IGWG)」の設置へ



(写真・国連欧州本部、ジュネーブ・スイス)

- 2025年4月 第58回会期国連人権理事会
高齢者人権条約の起草を行う新たな
「政府間作業部会(IGWG)」を設置
(決議58/13)。

→ 「作るか否か」の段階ではなく、
「どのような内容の条約を作るか」
を検討する段階へ！



－ 5 －

人権理事会決議58／13の概要

- 2025年4月3日、人権理事会(第58回会期)は、
決議58／13(A/HRC/RES/58/13)を採択。

●その内容は、高齢者の人権に関する法的拘束力のある国際文書(人権条約)を起草するため、新たな政府間作業部会を設置する、というもの。

- アルゼンチン、ブラジル、ガンビア、フィリピン、
スロベニアの5カ国より共同提案された。

→ 「作るか否か」の段階ではなく、
「どのような内容の条約を作るか」
を**具体的に検討する段階へ！**

【人権理事会決議58／13(抜粋)】

人権理事会は、(中略)

1. 高齢者による人権の完全な享有を促進し、保護し、確保することを目的とした高齢者の人権に関する国際的な法的拘束力のある文書の**草案を起草し、人権理事会に提出すること**
を任務とする政府間作業部会を設置することを決定する。
...

7. 政府間作業部会に対し、包括的な方法で、すべての地域グループからの**高齢者およびその代表組織の有意義な(実質的な)参加と関与を奨励し、促進**するよう要請する。

→起草作業のすべてのプロセスで、
高齢者とその代表組織の実質的な
参加を強調！



－ 6 －

2 第1回政府間作業部会(2026年7月13～17日)の概要

【第1回政府間作業部会(IGWG) 議事日程】

7月13日(月)

午後 開会挨拶、議長及び議題採択
一般討議

7月14日(火)

午前 一般討議(続き)
午後 「ゼロからの構築ではない」

7月15日(水)

午前 意見募集の結果概要
午後 条約の指針となる原則・構成等に関する議長
による「検討の素材」文書についての討議

7月16日(木)

午前 条約の監視システムについて
午後 国連システム・機構との対話、討議

7月17日(金)

午前 今後の日程・スケジュールについて
議長によるまとめと閉会挨拶

【主な内容】

●条約起草にむけた、**最初の実質的会議**。

●条約の基本的な枠組み、指針となる原理・原則、条約の構成・構造等の総論的内容について討議を行う。

→パネルディスカッションや報告、討議。

●焦点テーマに「監視システム」を取り上げる。

●今後の作業の進め方、
日程案を決定した。



- 7 -

本会議(1日目) 開会挨拶

7月13日(月)午後

開会挨拶

議長及び議題採択／一般討議



●開会挨拶

【国連人権副高等弁務官 アワ・ダボ氏】

この取組みは「決定的に重要な時期に打ち出された」。

現在、世界中で多くの高齢者が、年齢その他の差別、暴力や虐待、ネグレクトを受け、社会保障や保健医療、長期ケアにおいて不十分な状況におかれている。

その根底には、既存の国際人権法のもとで、権利の解釈・実施・施行において高齢者が「目に見えない存在」になっている状況がある。

法的拘束力ある条約が制定されれば、①高齢者に「**自らの権利を主張するための具体的な法的根拠**」を提供し、②各国に、**法律や政策等を構築する際の「明確な枠組みを与え**」、③「**予算やプログラムの選択に指針を与え**」るような国際的に「共通の基準」を提供することとなる。

【アルゼンチン代表 カルロス・マリオ・フォルドリ議長】

国際条約は「単なる学術的」な文書ではなく「人々の生活を向上させるために考案された手段」である。

「私たちが達成しようと決意した目的地」は「**世界中の何百万人もの高齢者の尊厳、保護、権利を強化する仕組みを構築すること**」であり、これを常に心にとどめておくべきである。

- 8 -

本会議(2日目)午後 「ゼロからの構築ではない」

7月14日(火)

午後「ゼロからの構築ではない」

その後、双方向の討議

* 日本のNGOからの発言①



●【パネルディスカッション】

テーマ:「ゼロからの構築ではない」

【パネリスト】

● 専門家 (Resource persons) :

- ・ズヴェズダン・ピルトシェク氏 (高齢者の権利に関する独立専門家、医学博士)
- ・シルビア・ペレル＝レヴィン氏 (高齢者虐待防止国際ネットワーク (INPEA) 代表、高齢化に関するNGO委員会副委員長、GAROP運営委員、アルゼンチン出身)

● 高齢者代表 :

- ・ハイドルン・モレンコフ氏 (「AGEプラットフォーム・ヨーロッパ代表、ドイツ高齢者団体全国連合会「BAGSO」理事、国連欧州経済委員会・高齢化に関する常設作業部に市民代表として任命)

● 加盟国代表 :

- ・ステファノ・グエラ氏 (ポルトガル政府代表部参事官)
- ・アレクサンドル・ダ・シルバ氏 (ブラジル、高齢者人権担当事務官 (National Secretary))

— 9 —

◎ パネルディスカッション「ゼロからの構築ではない」より

【シルヴィア・ペレル＝レヴィン氏】 (I)

● 「高齢者の人権に関する法的拘束力のある文書を策定するにあたり、私たちは確かに**ゼロから始めるわけではありません**。しかし、単に既存の基準を再確認するだけではいけません。」

「私は、次の二つの取り組みを両立させることを提案します。第一に、既存の人権規範が高齢者にも平等に適用されなければならないこと。第二に、高齢化に関して既存の条約が言及していない、断片的である、あるいは不明確な場合には、新たな基準を定義しなければならないことです。」

● 「高齢者がすでに人権を有しているという主張だけで、議論を終えることはできません。…高齢であるということはしばしば例外として扱われている。自由の制限は「保護」として正当化され、治療からの排除は「現実的な対応」として、意思決定権の喪失は「ケア」として、貧困は「老後」として、孤立は「避けられないこと」として受け入れられている。これこそが、**新たな条約が断固として拒絶すべき点である。**」

国家は、年齢差別や認識上の不正義、あるいは高齢者が能力が低い、生産性が低い、投資する価値が低いと見なされるという理由だけで、同意、医療、自由、労働、教育、住居、司法、参加に関する基準を引き下げてはならない。」

→ 「(条約は) …「慈善」から「権利」へ、「単なる保護」から「自律と参加」へ、そして「高齢者を均質な集団」として捉える視点から「平等な権利を持つ多様な個人」として捉える視点へと転換させることができる。」



— 10 —

◎日本高齢期運動サポートセンターの発言①

【日本高齢期運動サポートセンター発言①】

- ① **新たな条約は、既存の国際人権条約を基礎とし、発展させるべき。**
→既存の基準を低下させたり、矛盾する内容とすることは許されません。
- ② **新たな条約は、人権の重要性を明確に謳うべき。**
 - ・人権は、単なる慈善や恩恵、あるいは支援ではない。
 - ・人権は、すべての人にとって不可欠な権利であり、高齢者も等しく人権の主体。
 - ・人権保障の義務は、国にある。
 - ・人権は、国際平和の基盤でもあります。
- ③ **指針となる原理・原則として、**
 - ・少なくとも「**尊厳**」「**独立**」「**参加**」「**ケア**」「**自己決定(自律)**」を規定すべき。
 - ・年齢に基づく差別、エイジズムの禁止も強調されるべき。
→日本にも年齢差別の実態がある。
例)住宅を賃借する際、高齢者が年齢を理由に拒否されるケース等。
 - ・複合的差別や、自然災害・紛争といった状況にも注意を払うべき。
- ④ **条約の構成として、前文、定義、原理・原則、締約国の義務、監視に関する規定を盛り込むべき。**
 - ・とくに、**締約国の人権保障義務を明確に**規定することが重要。
→家族の義務、市民同士の相互扶助の問題ではない。
 - 公的ケアの不十分さにより介護殺人・心中事件も。究極の人権侵害である。
 - ・締約国の義務には、人権保障のために**資源を活用する義務が含まれる。**
→財政的制約を過度に考慮して、人権保障の範囲を制限することは不適切。

→「意見書」をもとに

●既存の人権条約の到達点をふまえ、より発展させた内容に。

●人権の重要性を明記すべき。

●国の人権保障義務を明確に規定すべき。

→「日本高齢者人権宣言」を参考に！

- 11 -

本会議(3日目)午前 「意見募集の結果概要」

7月15日(水)

午前 意見募集の結果概要

午後 議長による「検討の素材」文書についての討議



●【意見募集の結果概要】

○専門家 (Resource persons) :

- ・人権高等弁務官事務所・ベギー・ヒックス氏
- ・アンドリュース・バーンズ氏 (ニューサウスウェールズ大学国際法・人権法名誉教授、オーストラリア)

○加盟国代表:

- ・チェルノ・マレナ氏 (ガンビア民主共和国)

その後、双方向討議

- 12 -

◎「意見募集の結果概要」より

【ヒックス氏の報告より】

●人権主体として／既存の人権基準の発展を

：多くの意見において、高齢者が権利の主体として十分に認められ、高齢期における既存の人権基準の適用が明確化、強化されるべきであるという点が強調されている。

●既存の人権基準の明確化・発展が必要な分野

：新たな条約では、既存の基準をどのように明確化、強化、発展させるのが最善かという点については、

- ・エイジズム・年齢差別
- ・暴力や虐待、ネグレクトからの保護
- ・高齢者の多様性と経験の尊重

が共通して取り上げられた。

●社会変動への対応の必要性

：人口動態の変化、デジタル革命、気候変動、人道の危機等の文脈において、適切な対応策が保障されることの重要性が強調された。

●指針となるべき原理・原則

：条約の指針とされるべき要素について

- 尊厳
- 平等と非差別
- 独立
- 自律
- 参加と包摂
- アクセシビリティ

→条約起草の基盤とすべき原則として、多くの支持。

●高齢者に関して、より具体的な規範が必要である分野

：多くの意見書がさらなる検討を求めている課題

- 長期ケア
- 保健・医療サービス
- 緩和ケア
- 司法へのアクセス
- 社会保障
- デジタルインクルージョン
- 意思決定への参加

など

－ 13 －

本会議(3日目)午後 議長「検討の素材」文書について

【議長による「検討の素材」文書の概要】

●「I. はじめに

人口の高齢化は、21世紀を特徴づける人口動態的変容の一つである。世界各地で平均寿命が延びるにつれ、60歳以上の人の数は2050年までに2倍になると予測されている。しかし、こうした変化にもかかわらず、高齢者は依然として国際人権法の下で不十分な保護しか受けていない。

国連の人権条約などの既存の枠組みは、加齢に伴う懸念に間接的にしか対処しておらず、その結果、社会保障制度が逼迫している状況下で、規範上の欠落や保護の不統一が生じている。

これに対応して、人権理事会は決議58/13を採択し、高齢者の人権の承認と享受を国際法に明文化する法的拘束力のある文書（LBI）を策定するため、現在の「無期限政府間作業部会（OEIGWG）」を設置した。

本文書では、そのような法的文書の可能な構成を検討し、その中核となる指針を特定するとともに、OEIGWGでの政府間交渉のための将来を見据えた枠組みを提示する。」

●話題提供者及び加盟国代表

カルロス・マリオ・フォアドリ議長
セバスチャン・コバル氏
（アルゼンチン）

その後、双方向討議



－ 14 －

◎議長「検討の素材」文書について

→問題ある内容！！

●IV. 基礎となる規範的原則

1. 高齢化に対する人権に基づくアプローチ
：慈善や福祉から、権利へと転換すること

2. 自由および自己の人格を形成する権利
：支援付き意思決定／意思と選好の尊重

3. 人権問題としてのケア

家族や社会の間の義務として、また権利として、そして「仕事」や「バリア」ではなく、社会が繁栄するための美しい取り組みである。

ケアシステムは次のように再定義することができる：

- ・家族を含む（ただし、家族に限定されない）多くの関係者の責任として
- ・規制、資金提供、監督の必要な分野として
- ・虐待やネグレクトの防止

4. ライフコース（生涯）の視点

高齢期の権利は、長年にわたって蓄積された不平等によって形作られる。法的文書では、連続性の認識／ライフコース全体にわたる予防的政策の推進が必要

5. 差別

高齢者は均質な集団ではない。本文書は以下に取り組む：

- ：女性／障害者／都市部と農村部の格差／施設入所中の高齢者／要支援者

→ケアは「家族や社会の責任」？
「社会が反映するための美しい取り組み」？
「多くの関係者の責任」？

→国家の義務としていない！

- 15 -

◎日本高齢期運動サポートセンターの発言②

【日本高齢期運動サポートセンター発言②】

○ 議長文書は、原則として「相互依存」を掲げ、ケアを「家族と社会の間の義務」と位置づけています。しかし**人権は、国に保障の義務があるもの**であって、自助や共助・互助を人々に強いるものではありません。

○ 日本は、世界で最も高齢化が進んだ国です。日本では長く、家族が高齢者のケアの多くを担ってきました。それが高齢者にとってよい面をもっていたことは事実です。しかし、子どもの数は減り、単身で暮らす高齢者は増え続けています。**家族によるケアを前提とした仕組みは、立ち行かなくなりつつあります**。公的なケアの不十分さは家族に過重な負担を強い、それが高齢者に対する家族の手による殺人や心中を生んでいます。人権侵害の極限の形です。**家族によるケアは、社会が栄えていく美しいあり方などではありません**。それを善意に委ねてはなりません。

○ 国は、ケアを受ける権利を保障する第一次的な義務を負います。そのときにはじめて家族は、おしゃべりをする、電話をかける、そばににいるという、家族にしかできない精神的な支えに力を注ぐことができます。

ケアを担う家族自身も、支援を受ける権利を含め、人権の享有主体です。担われるのは、多くの場合、女性です。

○ 高齢化先進国としての日本の経験は、よい面も悪い面も、多くの国の将来です。**条約が、ケアに対する国の第一次的責任を明示し、家族や地域の支えはこれを補うものであって代替するものではない**ことを、明確に定めるよう求めます。

→高齢化先進国としての経験から、

- ・家族ケアの限界を紹介。
- ・人権は国家に保障義務。
- ・家族や社会に責任転嫁してはならない。

・家族介護を「社会が反映するための美しい取り組み」とみなすべきでない。

→人権条約は、国家に義務を課す！

- 16 -

本会議(4日目)午前「条約の監視システム」

7月16日(木)午前

焦点テーマ

「条約の監視システムについて」

その後、双方向の討議

* 日本のNGOからの発言③



●【パネルディスカッション】

テーマ:「条約の監視システムについて」

【パネリスト】

●専門家 (Resource persons) :

- ・ アンティ・コルケアキヴィ氏 (国連人権高等弁務官事務所・OHCHR)
- ・ リグベ・ゲブレハワリア氏 (エチオピア人権委員会、アフリカ高齢者及び障害者の権利に関する作業部会専門委員、国連障害者の権利委員会委員)
- ・ カタリーナ・デバンダス・アギラル氏 (元国連障害者の権利に関する特別報告者)

●高齢者代表:

- ・ アンナ・ビオンディ氏 (元ILO労働者グループ書記等)

●加盟国代表:

- ・ マリア・ロゼニー・B・ファンコ氏 (フィリピン・外務省国連・国際機関局次官補)

- 17 -

◎「条約の監視システム」に関する討議より

7月16日(木)「条約の監視システムについて」のパネル及び討議より

【リグベ・ゲブレハワリア氏(エチオピア人権委員会、アフリカ高齢者及び障害者の権利に関する作業部会専門委員)】

：アフリカ連合「高齢者の権利に関する議定書（アフリカ議定書）」の経験から、高齢者の権利に関する監視および実施のあり方について、

○独立した条約機関、締約国報告制度、高齢者による有意義な参加、国内監視の枠組み、そして説明責任のメカニズムの重要性を指摘。

○エイジズム（年齢差別）やインターセクショナルティ（複合的差別）への対処の必要性

○国・地域・国際の各レベルにおける「権利に基づく実施」の強化についても論じた。

【カタリーナ・デバンダス・アギラル氏(元国連障害者の権利に関する特別報告者)】

○法的拘束力を持つ文書の起草にあたって、既存の周知された手続きに加え、革新的な監視・実施手続きを検討することが可能である。

○国連条約の強みは、国際、地域、国、そして地域社会（ローカル）の各レベルにおいて、実効性があり、かつ意義のあるフォローアップ体制が整っている点にある。

○市民社会は、条約の実施および監視の全プロセスにおいて、高齢者本人やその代表組織（草の根組織や地域密着型組織を含む）、さらには国内人権機関が積極的に関与することを求めている。

- 18 -

◎日本高齢期運動サポートセンターの発言③

【日本高齢期運動サポートセンター発言③】

○ 新たな条約には実効性ある条約監視システムを設ける必要があり、**固有の条約機関**を設置すべき。

○ 個人通報制度も設けるべき。条約自体に規定すべきである。

○ 条約の実効性を確保するには、**高齢者とその代表組織が参加する監視システム**を構築することが重要。

○ 条約を実効的かつ適切に実施するために、国内人権機関の役割が重要。条約には、**各国政府に国内人権機関の設置を義務付ける規定**をおくべき。

：例）日本には国内人権機関が存在しない。国内裁判所は、条約機関の見解とは異なる解釈によって人権侵害を認めないケースが多い。

→人権条約が正しく実施されない事態が、国内裁判所によって引き越されている。

○ 今後、条約起草作業の**全てのプロセスで、高齢者の実質的参加の保障**を求める。オンライン発言、時間的余裕をもった文書提供等を求める。

→●監視プロセスにも高齢当事者の参加を。

●条約で、国内人権機関の設置を義務づけるべき。

→国内裁判所が正しく条約を解釈・適用していない実態があるため。

→人権条約に実効性をもたせるためには、内容とともに、実施・監視プロセスも重要！

－ 19 －

本会議(4日目)午後 「国連機関との対話」

7月16日(木)午後

「国連人権理事会(HRC)のメカニズムおよびその他の国連機関との対話」

【パネルディスカッション】

●専門家

・モリス・ティドボール＝ビンツ氏（「法的手続を経ない処刑、即決処刑または恣意的処刑」に関する国連特別報告者）

・ズヴェズダン・ピルトシェク氏（高齢者の権利に関する独立専門家）

・ホラシオ・グイド氏（国際労働機関・ILO）

・ロクサナ・ウィドマー＝イリエスク氏（国際電気通信連合・ITU）

・イシハラ・トモコ氏（国連難民高等弁務官事務所・UNHCR）

●高齢者代表

・ロージー・ペレイラ氏（ドミニカ、高齢者虐待防止国際ネットワーク副会長、ILC-GA元共同代表、GAROP運営委員）

●加盟国代表

・ポローナ・マル・ビテンツ氏（スロベニア、外務・欧州統合省（MFEA）人権局長）



－ 20 －

◎「人権理事会のメカニズムおよびその他の国連機関との対話」より

【ホラシオ・グイド氏（国際労働機関・ILO）】

- 国際労働基準（ILS）で定める権利が、単なる「理念」にとどまらないようにするため、ILOは強固な監視制度を設けている。
- 互いに補完し合う2つの仕組み
 - ①遵守状況を監視する「通常制度」
 - ②申立や苦情を審査する「特別手続」
- 条約・勧告適用専門家委員会（CEACR）と条約適用委員会（CAS）：後者は政府、労働者、使用者の代表で構成される三者構成。
- 一般調査：批准の有無に関わらず、すべての加盟国の法制度および実務を検討する。

【高齢者代表：ペレイラ氏】

- ・既存の国連機関や人権プロセスでは、高齢者の権利は可視化されにくく、見えないところで不利に取り扱われてきた
- 優れた取組を行うには、高齢者自身の参加が不可欠。高齢者やその代表組織が直接関与することで、条約の実施やフォローアップは改善される。



－ 21 －

本会議（最終日・5日目）「今後の日程等」

7月17日（金）午前

今後の作業スケジュール・日程案
議長まとめ・閉会挨拶



今後の進め方と日程について、次のとおり提案・承認。

- 2026年10月26日～30日 第2回作業部会
：①前文、②定義、③権利のリスト（第1部）、④権利のリスト（第2部）、⑤実施および監視メカニズムの5部門について、ファシリテーター（取りまとめ役）を決定する。
- 2026年11月～ 意見募集手続き（2026年11月～）
：条約の構成要素・内容について、各部門ごとに、すべての関係者を対象とする意見募集を実施。
→ファシリテーターが意見募集の結果を取りまとめる。
適宜、協議を行い、条約の「構成要素」について検討。
- 2027年7月 第3回作業部会
「条約の構成要素に関する草案」の提示・審議する。
- 2027年8月以降
地域別協議（2027年8～9月予定）等が実施される予定。
草案の内容について、検討を進める。
- 2027年11月 第4回作業部会（予定）
条約の「ゼロ草案（第1次草案）」が提案される予定。

－ 22 －

NGO会議①(7月13日10時～)

(7月13日(月) 国連欧州本部・会議室X II)

10時～12時 NGO会議に参加
於:ジュネーブ国連欧州本部・会議室X II
参加者:約50名(高田、関)



1日目午前・NGO会議の様子／
GAROP事務局エレン・グラハム氏と



- GAROP(高齢者の権利に関するグローバル連合)、高齢化に関するNGO協議会(NGO Committee on Ageing)の共催
- 作業部会の議題や予想される議論内容等について
- NGOが共同で提出した意見書の概要
- 国内人権機関(NHRI)も参加。共同意見書の紹介
- 作業部会事務局も途中参加。NGOからの質問や要望を伝え、回答を求めた。
→主に、参加承認手続き、入館手続きの遅れや煩雑さについての声が多かった。
→事務局からは、国連予算の削減によるスタッフ不足が一因であるとし、改善を図りたいとのこと。
- 今後のNGOの方針や取組みについても意見交換がなされた。

— 23 —

NGO会議②(7月15日9時～)

(7月15日(水) 国連欧州本部・テンパス会議室)

9時～10時 NGO会議に参加
於:ジュネーブ国連欧州本部・会議室:テンパス
参加者:約40名(高田、関)



- ここまでの議論状況について情報共有と意見交換。
- 議長による提案文書と、最終日に提案される今後の日程案等について、情報提供と意見交換。
→議長文書については、問題のある内容を含むため、議論になるのではないかと。
→日程案や進め方については、当事者である高齢者とその代表組織である市民組織のあらゆるプロセスへの参加、なるべく早期の文書提供などを求めている。
- 会議期間中を通じて、SNSを通じた情報提供・意見交換も活発に行われた。

— 24 —

3 まとめ 一会議全体を通じてー

●共通理解が得られた点は…

- ① **高齢者は「人権の主体」**であること。
「人権アプローチ」の転換・徹底を
- ② 高齢者人権条約は「**ゼロからの構築**」ではないこと。
- ③ 指針となる原理・原則として、
尊厳、独立、自律、参加と包摂、年齢差別・
エイジズムの禁止、暴力・虐待からの保護、
アクセシビリティ、等
- ④ 実効性のある条約にすること。
- ⑤ **高齢者**とその代表者の**実質的参加**が重要。

●他方で…

- ⑥ 議長の「考察の材料」文書：
ケアを家族や地域社会の責任とする。
→国の人権保障義務を、家族責任や助け合
いにすり替えてはならない。

⇒ **家族や地域社会の位置づけ、世代間の連
帯、資源による制約、国家の義務の内容
(漸進的実現)**等をめぐって、国や地域に
よって考え方に隔たりも。
→今後、対立点となる可能性がある。

－ 25 －

①高齢者は「人権の主体」

●高齢者は「人権の主体」！

→単なる慈善や福祉の対象ではなく、
「人権アプローチ」への転換と徹底

→年齢による差別・エイジズムの禁止

▶「高齢者がすでに人権を有しているという主張だけで、議論を終えることはできません。…高齢であるということはしばしば例外として扱われている。自由の制限は「保護」として正当化され、治療からの排除は「現実的な対応」として、意思決定権の喪失は「ケア」として、貧困は「老後」として、孤立は「避けられないこと」として受け入れられている。
これこそが、新たな条約が断固として拒絶すべき点である
(シルヴィア・ペレル＝レヴィン氏)

→見えないところで慣習的に人権侵害がされていないか？
→多様性のある存在としての「高齢者」



－ 26 －

②「ゼロからの構築」ではない

●高齢者人権条約の制定は「ゼロからの構築」ではない！

- ・既存の人権条約の到達点をふまえる。
- ・高齢化作業部会の成果や資料を基礎に。
- ・さらに発展した内容も。

→ 障害のある人の権利条約の到達点から学ぶ。

→ 社会の変化や高齢者の実態をふまえて
新たな課題にも対応する必要。



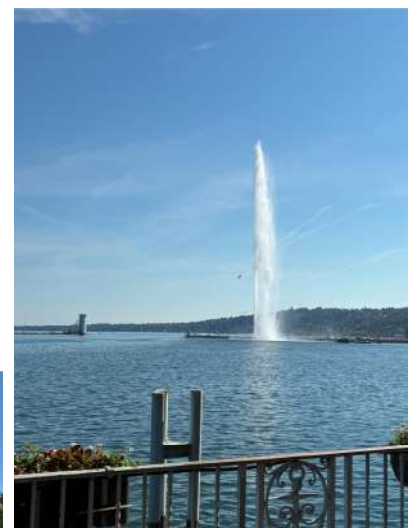
－ 27 －

③指針となる理念・原則

●条約の指針となる理念・原則

: 尊厳、独立、自律
参加と包摂、
年齢差別・エイジズムの禁止
暴力・虐待・ネグレクトからの保護
アクセシビリティ
など

→ 高齢者観の変化／多様性のある存在として



－ 28 －

④当事者である高齢者の参加

●当事者である高齢者の参加が重要！

：実効性ある条約にするためにも、当事者参加は不可欠。

▶【Aステータス国内人権機関の共同意見より】

「LBI（新たな条約）の目的は、既存の人権のすべてが高齢者にどのように適用されるかを明確にし、その実施におけるギャップに対処することにある。したがって、権利のリストは包括的であり、高齢者の視点と実体験に基づいて構築されなければならない。我々は、この情報を収集するために、各国が国内レベルで協議を行うことを奨励する。」

「経験、ニーズ、願望の多様性をすべて備えた完全な権利保有者として高齢者を認めるべきである。高齢者は、例えば性別、障害、民族、移民の地位、社会経済的背景、その他の特性などを理由に、多重かつ交差する形態の差別を受ける可能性があり、LBI（新たな条約）はこうした交差する不平等に対応すべきである。」



— 29 —

⑤国の人権保障義務を明確に

●人権保障義務は国にある

→立法、行政、予算の使い方等を枠づける

●他方、家族や地域社会の役割、世代間の連帯、資源による制約等をめぐって、国や地域によって考え方に隔たりも。

→国の人権保障義務を、家族責任や助け合いに転嫁してはならない。

→財政・資源の制約について、どのように考えるか？
国際協力を求めるグローバル・サウスの国々

●条約の実効性確保

・国内人権機関の設置義務化を。



— 30 —

4 おわりに

●人権こそがグローバルスタンダード

●人権保障は平和の基礎

: 1948年「世界人権宣言」の原点

戦争への反省から、国際平和の実現
には一人ひとりの人間の尊厳と人権
保障が不可欠

●「障害者権利条約」の経験に学ぶ



M.S.システナル氏(元国連障害・アクセシビリティ特別代表)
／「壊れた椅子」のモニュメント

－ 31 －

参考文献

- ・賃金と社会保障1702号(2018年)「特集・高齢者人権条約の実現を！」
- ・賃金と社会保障1725号(2019年)「特集・高齢者人権条約の実現を！第2弾」
- ・賃金と社会保障1764号(2020年)「特集・高齢者人権条約の実現を！第3弾」
- ・賃金と社会保障(2026年10月上旬号)「特集・高齢者人権条約の実現を！第4弾」→New
- ・井上英夫『資料と解説 国際高齢者年と国際行動計画』(日本高齢者運動連絡会、1998年)
- ・井上英夫『高齢化への人類の挑戦』(萌文社、2003年)
- ・日本高齢期運動サポートセンター『高齢期運動ブックレットNo7: 日本高齢者人権宣言』(2022年)
- ・日本高齢期運動サポートセンター『高齢期運動ブックレットNo.9: 第14回国連高齢化に関するオープンエンド作業部会参加報告集』(2024年)
- ・月刊ゆたかなくらし2025年9月号「特集・策定段階に入った国連高齢者人権条約に向けて」16-27頁
- ・日本障害者協会(JD)すべての人の社会「連載 国連・高齢者人権条約制定に向けて(1)～(5)」2026年6月号～(井上英夫「すべての人の人権が保障される社会へ」2026年6月号6-7頁)→New
- ・高田清恵「高齢者の生活困難の現状と人権保障―国連・高齢者人権条約起草の現段階からみた課題と展望」総合社会福祉研究58号、2026年→New

－ 32 －